

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-3-2
処分の種類	母子保護の実施の解除			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第23条 児童福祉法施行令第28条			
処分の概要	母子生活支援施設において実施した、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及び児童の保護の解除			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 児童福祉法第23条 監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められなくなったとき</p> <p>* 解除に当たっての具体例 ① 児童が18才に達したとき(必要があると認められるときは満20歳に達するまで延長可) ② 母が婚姻したとき ③ 経済的向上が見られたとき ④ 入所の原因の解消 等</p>			
基準の制定根拠	—			